

平成28年度事業計画

(平成28年7月1日から平成29年6月30日まで)

基本方針

東日本大震災から5年が経過し、東京電力福島第一原子力発電所の事故という未曾有の被害を受けた福島県は、失われた故郷の復興と生活再建に向けた支援が行われていますが、今なお多くの被災者が避難生活を余儀なくされています。私たちの身近なところからあの「黒い袋」が去る日を思い、被災者の生活再建・被災地の復興ができる環境にすることが、復興の第一歩であることを念頭に全力を上げて事業に取り組むことが重要であると考えております。

当協会は、平成25年11月に公益社団法人へ移行して以来、この新公益法人制度のもと不動産に係る国民の権利の明確化、不動産取引の安全及び公共事業の成果の速やかな安定に一層寄与するために事業を行ってまいりましたが、今まで以上に公益性を発揮し、社員である土地家屋調査士の専門的能力を結集して事業を展開してまいります。

また、業務担当社員の適正な選定及び業務管理体制の確立に努め、公益法人としてのガバナンスのさらなる充実を図っていきたいと考えます。また、社員個々の研鑽と資質の向上を図り、国民の利益の増進に寄与して行くため以下の事業に取り組んでまいります。

1. 公共嘱託登記に係る受託事業
2. 地図整備の促進に係る受託事業
3. 境界や公共嘱託登記に関連する知識の普及啓発事業
4. 東日本大震災等における復旧・復興に向けた支援

具体的な方針は以下のとおりである。

<総務部>

1. 公益社団法人としての法令遵守、内部統治のさらなる充実を図るための活動
 - ア. 諸規則及び組織運営体制の検討を行う。
 - イ. 法令及び諸規則の内容と事務処理が円滑に図れるよう、運用マニュアルの検討を行う。
 - ウ. 各種説明会、研修会に参加し情報収集を行う。
 - エ. 各部及び各委員会が行う事業活動に対して連携を図る。
2. 情報開示に関する活動
 - ホームページを介しての情報公開を行う。
3. 関係団体との連携強化
 - ア. 福島県土地家屋調査士会及び土地家屋調査士政治連盟との協力関係を図る。
 - イ. 全公連・東公連・各県協会との情報交換や交流を図る。

<経理部>

1. 公益法人として法令を遵守し、適正な会計処理と予算執行を行う。
2. 法令及び規則に沿った運営体制の構築、円滑な事務処理の検討を行う。
3. 健全な協会の体制維持に必要な運営費用の検討を行う。

<業務部>

1. 官公署が行う嘱託業務についての適正な対応
 - ア. 受託業務の円滑な処理を推進し、併せて業務処理の効率化を図る。
 - イ. 震災復興型登記所備付地図作成作業等の災害復興関連事業への適正な対応を行う。
2. 受託業務の処理に関する対応
 - ア. 業務管理基準に従い、業務の適正指示及び業務管理を行う。また、業務管理の効率化を図るため、業務管理システムの導入を推進する。
 - イ. 地図作成に関する成果の向上と効率化の検討を行う。
 - ウ. 関係官公署との打合せを綿密に行い、適正な業務処理に努める。

<企 画 部>

1. 研修会の開催

- ア. 学識経験者等を講師とした国民を対象とする講座を開催する。
- イ. 社員に対する技術研修会を開催する。

2. 相談会の開催

- ア. 国民を対象とする「境界問題や不動産の登記」に関する相談会を開催する。
- イ. 官公署等からの相談に対応する。

3. 災害時における応急対策業務の支援体制を構築する。